

別紙 1

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
701	農業経営改善計画の認定	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）	第12条第1項	×ア	30日	水産農政課農政係	
702	農業経営改善計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）	第13条第1項	×ア	30日	水産農政課農政係	
703	農業振興地域整備計画の変更に係る申出に対する決定	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）	第13条第1項	×ア	75日	水産農政課農政係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
 - ②「×」 審査基準を設定していない
- ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの
 イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
 ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの